

様式 4

<p style="text-align: center;"><b>令和 2 年度第 3 回</b></p> <p style="text-align: center;"><b>富士見市介護保険事業推進委員会</b></p> <p style="text-align: center;"><b>議事録</b></p>						
<b>日 時</b>	令和 2 年 8 月 2 7 日 (木)		開会	午後 1 時 3 0 分		
			閉会	午後 3 時 3 0 分		
<b>場 所</b>	市民総合体育館 3 階 多目的室 1.2					
<b>出席者</b>	<b>委 員</b>	奥村会長	日鼻副会長	鳥羽委員	渋谷委員	武長委員
		○	○	欠	○	○
		谷澤委員	前田委員	熊木委員	古内委員	小寺委員
		○	○	○	○	○
		佐々木委員	井山委員			
		○	○			
	<b>関係者</b>	生活支援コーディネーター（社会福祉協議会） 鈴山、清水				
<b>事務局</b>	健康福祉部 鈴木部長 高齢者福祉課 宮嶋課長、長谷部副課長、新山副課長、 飯塚係長、神谷係長、内田主査、鶴田主任 健康増進センター 望月所長、平係長					
<b>公開・非公開</b>	公開（傍聴者 1 名）					
<b>議 題</b>	<p>(1) 第 8 期高齢者保健福祉計画策定に向けた現状分析について</p> <p>① 生活支援体制整備事業について</p> <p>② 高齢者の生きがいづくり、社会参加に関することについて</p> <p>③ 高齢者の在宅支援に関することについて</p> <p>④ 認知症施策の推進について</p> <p>⑤ 在宅医療・介護連携推進事業について</p> <p>⑥ 高齢者虐待に関することについて</p> <p>⑦ 成年後見制度について</p> <p>⑧ 介護離職ゼロに向けた支援について</p> <p>(2) 第 8 期計画の策定に向けた検討すべき課題等に関する意見書について</p> <p>(3) その他</p>					

## 議 事 内 容

### 1 開会

- ・委員長より開会のあいさつ

### 2 議事

#### (1) 第8期高齢者保健福祉計画策定に向けた現状分析について

##### ① 生活支援体制整備事業について

- ・事務局及び生活支援コーディネーターより資料 1-1、1-2 に沿って説明。

#### <質 疑>

委 員：生活支援体制整備事業の取組みは地域づくりにつながってくると思うが、他自治体の先駆的な取組みはどのようなものがあるのか。

関係者：山口県防府市の「幸せます健康くらぶ」が先駆的な取組みとしてよく紹介されています。移動・外出支援と介護予防等が融合した取組みであり、特養等の社会福祉法人の送迎車が地域を回って参加者を大型ショッピングセンターまで送り、店内の会場で介護予防教室を行った後、昼食を食べたり買い物をしたりおしゃべりしたりして、また社会福祉法人の送迎車で自宅付近まで送ってくれるという取組みです。介護予防の意識が高まり、買い物難民や移動困難者の支援につながっている、素晴らしい取組みです。本市の地域づくり、コミュニティづくりについては、町会や地域まちづくり協議会などの既存団体が築き上げてきたものがありますので、地域の方々の活動に伴走支援しながら、行政や関係機関の様々な分野と連携を図っていきたいと考えています。今後も地域の困りごとについて多様な主体による生活支援サービスで解決できるよう、地域ごとに検討・議論を行う会議等を開催し、地域の特性に合わせた取組みをすすめていきたいと思っています。

委 員：今後の生活支援コーディネーターの人員体制や配置について、市の見解としてはどのように考えているのか。

事務局：現在の生活支援コーディネーターは2名配置ですが、2名体制では難しい面も出てきているのは承知しています。本市の日常生活圏域は5圏域ですのでそれぞれの圏域ごとに配置するのが望ましいとは思いますが、今のところは2名体制で業務を行い、活動状況を注視しながら必要な配置に向けて協議していきたいと考えています。

委 員：生活支援体制整備推進会議と社会福祉協議会の位置付けはどういう関係か。また、社会福祉協議会は、生活支援コーディネーター業務以外に、主にどのような活動をしているのか、教えてほしい。

事務局：生活支援体制整備推進会議とは、本市の第1層協議体の名称であり、会議参加者は地域の要となるメンバーで構成され、町会、地区社協、民生委員、ボランティア団体、商店会等の代表者と、生活支援コーディネーター、高齢者あんしん相談センター、社会福祉協議会等で議論しています。また、社会福祉協議会とは、住民が会員となって地域の福祉問題に取り組んでいる社会福祉法人であり、各種の福祉サ

ービスや相談活動、ボランティアや市民活動の支援、共同募金運動への協力などの全国的な取り組みから、地域の特性に応じた活動まで様々な場面で地域の福祉増進に取り組んでいます。地域のボランティアと協力し、高齢者や障がい者、子育て中の親子が気軽に集えるサロン活動をすすめている他、ボランティアセンターではボランティア活動に関する相談や活動先の紹介、また小中高校における福祉教育の支援等、地域の福祉活動の拠点としての役割を果たしています。市からの業務委託については、介護支援ボランティアポイント事業やあいサポート運動推進事業等の様々な委託を受託しております。その他、デイサービスや居宅介護支援事業所、在宅福祉サービスセンター、成年後見センター、生活サポートセンター等の業務も担っています。

委員：近隣の市町村も社会福祉協議会に生活支援コーディネーターを配置しているのか。

事務局：近隣市町は社会福祉協議会への委託ですが、県内においては、社会福祉協議会の他、地域包括支援センターに配置し委託しているところも多く、また委託せず市町村に配置しているところもあります。

委員：水谷東支え愛隊の活動はとても活発に行っているようだが、生活支援コーディネーターはどのように関わっているのか。また水谷東地域は、防災活動にも力を入れている地域なので、そういう活動にも生活支援コーディネーターが関わっていくと良いのではないか。

関係者：水谷東地域は過去に大きな水害が起きた地域でしたので、そのような困難から地域住民の連携と結束が育まれたことで、防災活動をはじめ住民主体のまちづくり活動が活発になり、地域の特性に合ったまちづくりをすすめている地域だと思います。生活支援コーディネーターとして、水谷東地域の防災活動などの様々な活動にすでに参加しており、水谷東支え愛隊の活動については水谷東安心まちづくり協議会により運営されていますが、開設当時から後方支援しています。今後も課題解決に向けて地域が一体となって取り組んでいけるよう、生活支援コーディネーターとして関わっていきます。

委員：南畑地域会議は、地区社協役員、社会福祉関係施設や民間団体等が地域について話し合う場として令和元年8月から始めたが、新型コロナウイルス感染症の影響により、会議開催が停止となっている。今後再開した時にメンバーが同様に集まれるか心配である。

関係者：南畑地域会議は昨年度から取り組み、会議は3回開催されましたが、会議を重ねていく中、社会福祉関係施設で行っている移動販売の話題提供や移動困難者や買い物難民等に話題が進み、取り組みに向けて発展させていこうと話していた矢先に、開催できなくなってしまいました。今後は、新型コロナウイルス感染症の状況を見守りながら、状況が落ち着き地域の方や関係者との活動が再開できるようになりましたら、引続き議論ができるよう皆さんに声をかけ開催していきたいと考えています。

委員：第2層協議体の設置に向けて、第2圏域と第3圏域はどのような活動や取り組みを行っているのか。

関係者：第2圏域と第3圏域については、町会や地域まちづくり協議会、地区社協等の既存団体にお声掛けをしながら様々なアクションを起こし始めたところでしたが、新型コロナウイルス感染症の影響により停滞してしまっています。圏域内の地域の特性に合わせて地域の

方々や関係者と一緒に協議をすすめてきたので、自分達の住む地域についてどうしていきたいかという意識が高まり、地域課題の解決に向けて取組む必要性を感じている方々が増えてきていると思っています。地域ごとの実情に合った事業を展開することが重要ですので、生活支援コーディネーターとして地域の方々の活動に伴走しながら、今後も様々な手段で支援していきたいと考えています。

委員：生活支援コーディネーターの人員が不足しているため、圏域ごとにきめ細かく対応していくのは難しいと感じている。委託先の社会福祉協議会からも人員体制強化についてお願いしたらどうか。

事務局：2名体制では対応が難しい面も出てきている状況であると認識していますので、状況が落ち着き活動できるようになりましたら、人員体制については引き続き協議していきたいと考えています。

委員：生活支援体制整備事業や生活支援コーディネーターの取組みについての、先進事例や先駆的な取組みについての事例集などがあるのか。また、この事業は地域にとってとても良い取組みなので、市民に広く周知しながらすすめていってほしいと考えるのがいかがか。

関係者：事例集については県等が作成した冊子やDVDなどがあり、本市の取組みのうち水谷東支え愛隊の活動については先進事例として紹介されましたので、県内外の自治体や団体等からの視察受け入れを行っています。生活支援コーディネーターの活動については、資料1-2のようにチラシを作成し周知していますので、今後も様々な場面でより一層の周知に努めていきたいと考えています。

## ② 高齢者の生きがいづくり、社会参加に関することについて

- ・事務局より資料2に沿って説明。

### <質 疑>

委員：資料2の社会参加の促進の中に、シルバー人材センターや在宅福祉サービスセンターの活動があるが、これらは関係機関が行っている取組みであり社会参加のきっかけづくりの一つにすぎないと思うので、第8期計画においては、記載方法の工夫が必要だと思う。

事務局：第8期計画の記載方法については、関係機関と調整しながら検討していきます。

委員：鶴瀬学級などの各公民館等で開催されている高齢者学級は、その地域の方しか参加できない学級が多い。対象も65歳以上となっている学級が多いので、対象者を広げていくことはできないか。

事務局：ご意見は、高齢者学級を担当している各公民館・交流センター等にお伝えします。関係各課とともに地域の特性や資源を活かしながら、今後も高齢者の方々が様々な活動ができる環境づくりに努めていきたいと考えています。

委員：社会参加は多様化していると思うし、関係各課や関係機関が様々な取組みをすでに行っていると思うので、第8期計画には、そういう内容がまとめられるよう工夫してほしい。

## ③ 高齢者の在宅支援に関することについて

- ・事務局より資料3-1、3-2に沿って説明。

<質 疑>

委 員：資料 3-2 の高齢者専科に載っている老人介護手当について、対象が非課税世帯なので生活保護受給者も対象となるようだが、生活保護受給者も老人介護手当の支給を受けていいのか。

事務局：自治体によって対象者は違いますが、本市の老人介護手当の対象者は、市民税非課税世帯で要介護 3 以上の認定を受けた 65 歳以上の高齢者を在宅で介護している同一世帯の家族に手当を支給しているものですので、生活保護受給者の方も対象となります。老人介護手当は月 5 千円の支給であり公的な手当なので、生活保護費が減額されることはありません。対象要件に該当する方であれば、申請していただければと思います。

委 員：資料 3-1 の市内循環バス特別乗車証の交付枚数について、R 元年度中に新たな乗車証に変更等した件数は約 2,700 枚とあるのは、以前から乗車証を持っていた方が有効期限・顔写真付きの新たな乗車証に変更した交付枚数ということでしょうか。

事務局：その通りです。

委 員：市内循環バスは駅の西口側には運行おらず、バスの路線がある地域との差が大きいため、路線について検討してほしい。

事務局：乗車証の変更手続きの際にも多くの方から意見をいただいていたので、市内循環バスの担当部署へ伝えていきたいと思っております。

委 員：自力でゴミ出しができない方については、地域の方々の支えあいの取組みによりゴミ出し支援をしてもらっている事例もあると思うが、その一方でゴミ出しやゴミ当番については課題の一つとなっている地域も多いと思う。市として、課題として取りまとめ解決に向けて検討する等、ふれあい収集のサービスに頼らない方策も見出していく必要があると思うがいかがか。また、各地域のゴミの収集は週 3 回あるが、ふれあい収集はどう対応しているのか。

事務局：課題として抱えている地域が多くあることは認識していますので、担当部署と連携しながら課題解決に向けて努めていきたいと考えています。ふれあい収集は、週 1 回の収集で全てのゴミが収集できますので、各家庭に配布しているカゴにゴミを入れておいてもらい、カゴを戸別収集しています。必要な方には公的なサービスであるふれあい収集を活用していただきたいと思います。

④ 認知症施策の推進について

- ・事務局より資料 4-1、4-2 に沿って説明。

<質 疑>

委 員：若年性認知症の方などからも相談はあるのか。何件くらいあるか。

事務局：年間のうち数件ですが、ご家族等からの相談があります。

⑤ 在宅医療・介護連携推進事業について

- ・事務局より資料 5 に沿って説明。

質疑なし

- ⑥ 高齢者虐待に関することについて  
・事務局より資料6に沿って説明。

質疑なし

- ⑦ 成年後見制度について  
・事務局より資料7に沿って説明。

<質 疑>

委員：成年後見制度は認知症や障がいなどにより判断能力が十分でない方には必要な制度であり、社会福祉協議会の成年後見センター☆ふじみにおいて相談や法人後見を担っていただくことで、支援体制が構築できていると思う。以前、市内の認知症だった高齢者姉妹がリフォーム詐欺に遭い全国のニュースに取り上げられたことがあるが、この事案が全国的な問題となり、成年後見制度の利用促進につながっていると思うので、市として成年後見制度利用促進基本計画の策定に率先して取組んでいってほしいと思う。

事務局：次回会議で骨子案をお示しする予定ですので、引続きご審議いただきたいと思います。

- ⑧ 介護離職ゼロに向けた支援について  
・事務局より資料8に沿って説明。

質疑なし

- (2) 第8期計画の策定に向けた検討すべき課題等に関する意見書について  
・事務局より資料9に沿って説明。

質疑なし

(3) その他

<質 疑>

委員：第7期計画の時の制度改正で負担割合が1～3割となったと思うが、今回の第8期計画策定の関わる制度改正は何があるのか。また以前から要介護1・2は軽度者とし、総合事業へ移行したらどうかと国で議論されていたと思うが、どういう結果になったのか。

事務局：負担割合については、平成30年8月から変更されており1～3割となっています。第8期計画に関わる制度改正としては、総合事業の対象者を弾力化することについて提議されており、もともと総合事業のサービスを利用していた要支援者や事業対象者が要介護の認定を受けた場合に、そのまま継続させることを認めるものです。要介護1・2の方全員が総合事業に移行し利用できるという制度改

正ではなく、要介護者本人が希望し市区町村が認めた場合に、もともと総合事業のサービスを利用していたら利用できるという内容です。今般の制度改正については、国等からの情報がまだ届いていないものもあり詳細がつかみ切れていない点がありますので、分かり次第、給付費等の影響が出る改正であれば、的確に反映していきたいと思っています。

### 3 閉会

- ・副委員長より閉会のあいさつ